

事務連絡
平成25年12月11日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する医療機関の登録について（一部差し替え）

日頃より新型インフルエンザ対策の推進につきましてはご尽力いただきありがとうございます。

「特定接種に関する医療機関の登録について（平成25年12月10日付事務連絡）」を发出したところですが、下記の点について変更がありましたので、よろしくお取り計らいください。

また、特定接種の概要の資料をご参考までに送付いたしますので、よろしくお願いたします。

記

- 別紙1 → 別紙2 に変更
- 別紙2 → 別紙1 に変更
- 別紙3 特定接種（医療分野）の登録要領の「別添2 特定接種登録申請書」を差し替え
- 別紙4 特定接種登録申請書の記載に関する手引きの「記載例」を差し替え

(申請年月日) 平成 年 月 日

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿
(事業所の所在地の都道府県経由)

申請者
 ふりがな
 事業者名
 ふりがな
 代表者の氏名
 所在地 郵便番号 -
 都道府県を選択
 電話番号 - -
 FAX番号 - -
 E-mail アドレス @

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

設立区分	設立区分を選択	施設区分	施設区分を選択	歯科診療所が所属する 市区町村歯科医師会名 (※)	施設区分で③歯科診療所 を選択した場合のみ記載
ふりがな					
事業所名					
所在地	郵便番号 -	都道府県を選択			
電話番号	- -	FAX番号	- -		
E-mail アドレス	@				
事業の種類	事業の種類を選択	業務継続計画を作成 していること	作成している場合は丸印を選択して下さい		
登録対象業務の従業者数(人)	○	うち申請事業者の 従業者数(人)		うち外部事業者の 従業者数(人)	

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな					
医療機関名					
所在地	郵便番号 -	都道府県を選択			
電話番号	- -	FAX番号	- -		
E-mail アドレス	@				

記載例

(申請年月日) 平成25年12月20日

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿
(事業所の所在地の都道府県経由)

本記載例の場合は、神奈川県に提出します。

申請者 〃

事業者名 医療法人厚生会

代表者の氏名 山田太郎

所在地 郵便番号 470-3231
東京都千代田区麹町1丁目2番2号

電話番号 03-1111-2222

FAX番号 03-1111-2223

E-mail アドレス kousei@kusuri.co.jp

- 申請年月日を和暦で記載してください。
- 法人名を記載してください。
- 都道府県をリストから選択してください。
- 市区町村以下を記載してください。
- 電話番号、FAX番号は半角及びハイフンで記入ください。また、市外局番から記載してください。
- E-mailは半角英数字で記載してください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程(平成25年厚生労働省告示第370号)第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

設立区分	①民間	施設区分	②診療所(歯科を除く)	歯科診療所が所属する都市区歯科医師会名(※)	施設区分で③歯科診療所を選択した場合のみ記載
ふりがな	いんふるえんざよぼうしんりょうじょ				
事業所名	インフルエンザ予防診療所				
所在地	郵便番号 222-3232	神奈川県 川崎市川崎区1丁目2番3号 新型ビル3階			
電話番号	042-1111-1111	FAX番号	042-1111-1112		
E-mail アドレス	influ@clinic.co.jp				
事業の種類	①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	業務継続計画を作成していること	○		
登録対象業務の従業者数(人)	7	うち中継事業者の従業者数(人)	5	うち外部事業者の従業者数(人)	2

- 法人化していない個人事業主の場合、事業所名と同一となります。
- 都道府県をリストから選択してください。
- 市区町村以下を記載してください。
- 電話番号、FAX番号は半角及びハイフンで記入ください。また、市外局番から記載してください。
- E-mailは半角英数字で記載してください。
- プルダウン形式です。リストから選択してください。

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな					
医療機関名					
所在地	郵便番号	- - - - -			
電話番号	-	FAX番号	- - - - -		
E-mail アドレス					

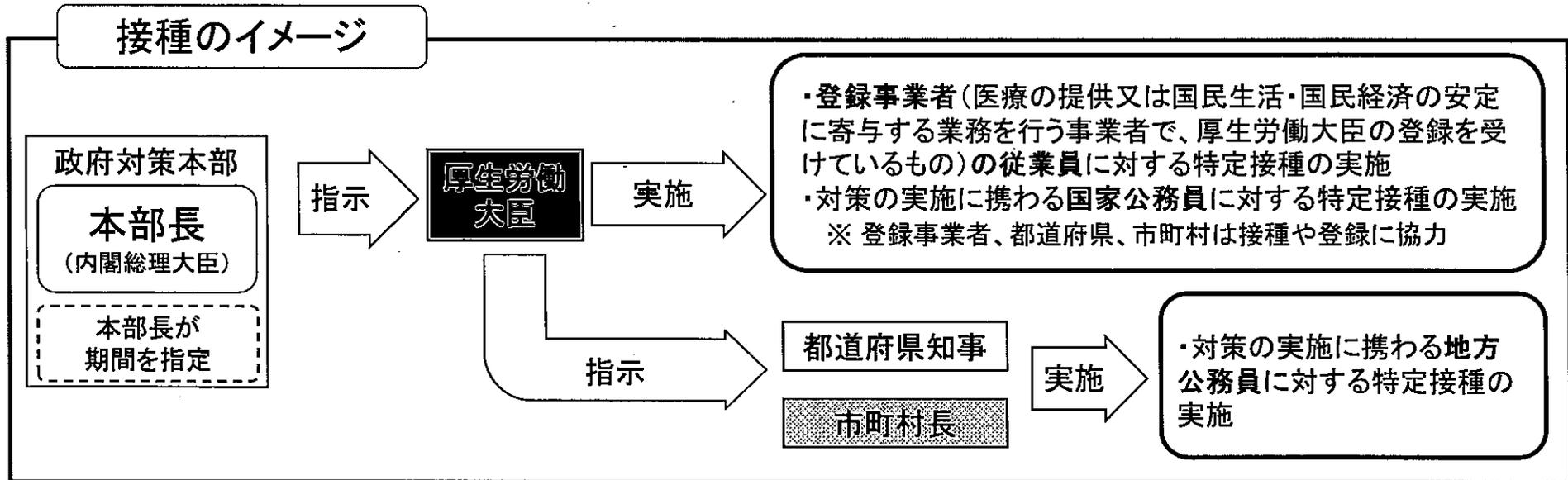
- 自動計算されますので、ここには何も記入しないでください。
- 自事業所で接種を実施するため、記載していません。

特定接種について

(参考)

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本となる考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		事業の種類	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大緊急医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注)

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

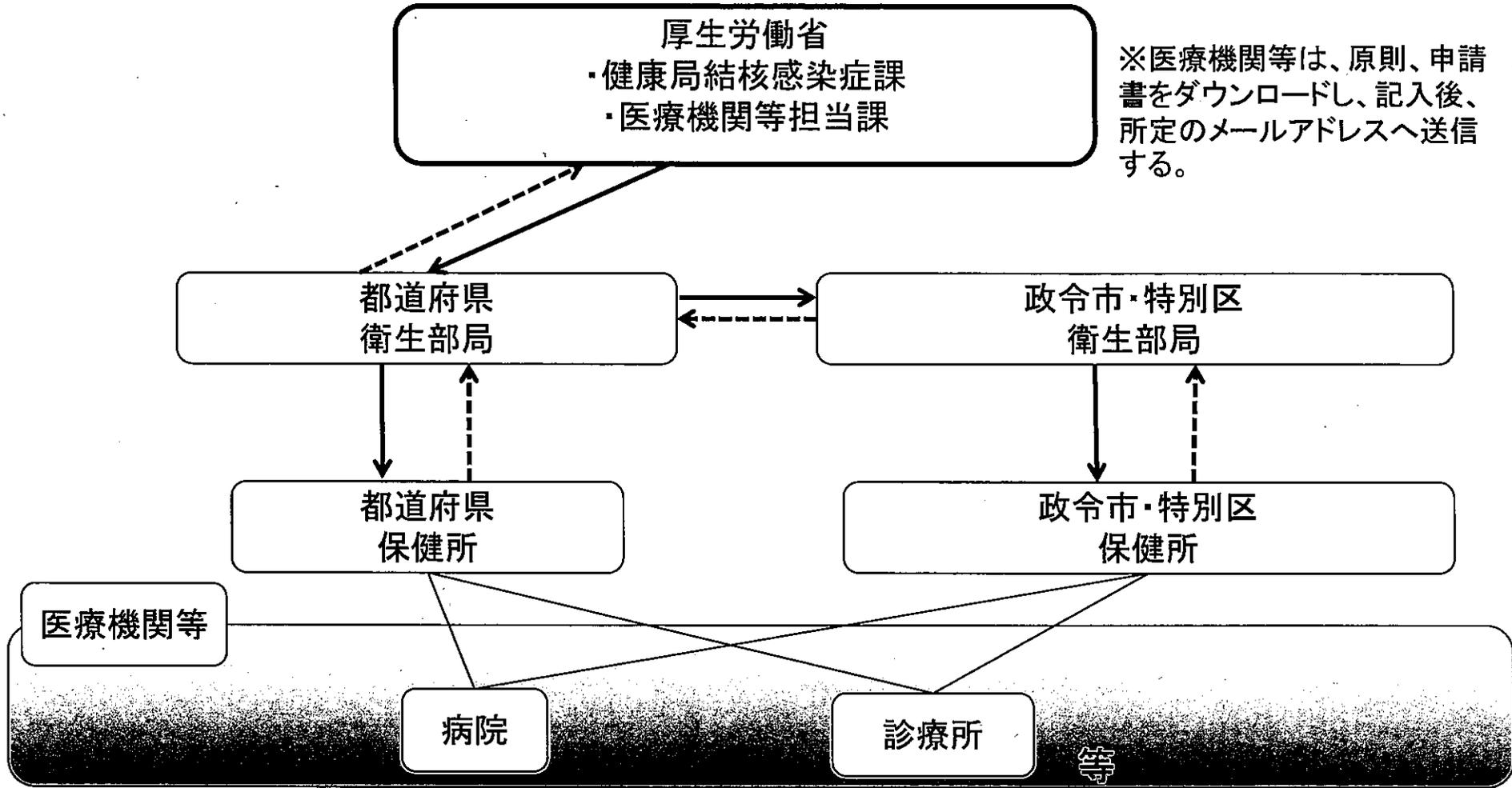
特定接種に関する医療関係者の登録について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※¹を登録することが想定されている。
- このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※²を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者※³について、年内に登録を開始する。
 - ※¹ 100万を超える事業所が対象となるものと想定。
 - ※² ①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。
 - ※³ 新型インフルエンザ等医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う医療機関等を対象とする(美容外科等の保険診療を行わない病院・診療所は除く)。
- 登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後、本システムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の事業者についても登録を行う。

医療関係者の申請のイメージ

——→ 登録依頼

-----→ 登録申請



※自治体の事情により、申請書の送付方法についてはこの限りではない。

医療関係者の登録申請スケジュール

- 平成25年12月10日 特定接種の登録に係る告示及び
特定接種(医療分野)の登録要領の発出
- 都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知
- 医療機関等から都道府県等への登録申請
- 平成26年3月20日 都道府県から厚生労働省への登録申請
- 平成26年度中 国民生活・国民経済安定分野について、Webシステム
による登録の開始